

麻布大学学則

(制定 昭和 25 年 4 月 1 日)

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

(目的)

第 1 条 麻布大学（以下「本学」という。）は獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。

(自己点検等)

第 2 条 本学は前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うための体制は別に定める。

3 本学は第 1 項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努める。

(情報の提供)

第 2 条の 2 本学は、教育研究活動の状況について、積極的に情報を提供するものとする。

2 情報の提供の実施方法、情報提供項目については別に定める。

第 2 節 組 織

(学部・学科)

第 3 条 本学に次の学部及び学科を置く。

獣 医 学 部	獣 医 学 科
動物応用科学科	
生命・環境科学部	臨床検査技術学科
食品生命科学科	
環 境 科 学 科	

2 第 1 項に規定する学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規則において定める。

(附属高等学校)

第 3 条の 2 本学に附属高等学校を置く。

2 高等学校に関する学則は別に定める。

(大学院)

第 4 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

(附置研究所)

第 5 条 本学に、生物科学総合研究所を附置する。

2 生物科学総合研究所に関する規則は別に定める。

(附属学術情報センター)

第 6 条 本学に附属学術情報センターを置く。

2 学術情報センターに関する規則は別に定める。

(附属動物管理センター)

第 7 条 本学に附属動物管理センターを置く。

2 動物管理センターに関する規則は別に定める。

(附属動物病院)

第 8 条 本学に附属教育研究施設として附属動物病院（家畜病院）を置く。

2 動物病院（家畜病院）に関する規則は別に定める。

(附属教育推進センター)

第 8 条の 2 本学に附属教育推進センターを置く。

2 附属教育推進センターに関する規則は、別に定める。

(研究推進・支援本部)

第 8 条の 3 本学に研究推進・支援本部を置く。

2 研究推進・支援本部に関する規則は、別に定める。

(地域連携センター)

第 8 条の 4 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する規則は、別に定める。

(博物館)

第 8 条の 5 本学に、博物館を置く。

2 博物館の名称を「麻布大学いのちの博物館」とし、英文表記を「The Life Museum of Azabu University」及び、その略称を「LMAU」とする。

3 博物館に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第 9 条 本学に、事務局、その他の事務組織を置く。

2 前項の事務組織に関する規則は別に定める。

(健康管理センター)

第 9 条の 2 本学に、学生及び職員の健康管理に関する専門的業務を行うための施設として、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関する規則は別に定める。

第 3 節 職員組織

(職 員)

第 10 条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員

(特任教員)

第 10 条の 2 本学に特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関する規則は、別に定める。

(客員教員)

第 10 条の 3 本学に客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関する規則は、別に定める。

(客員研究員)

第 10 条の 4 本学に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員に関する規則は、別に定める。

(共同研究員)

第 10 条の 5 本学に共同研究員を置くことができる。

2 共同研究員に関する規則は、別に定める。

(特別招聘教授)

- 第 10 条の 6 本学に特別招聘教授を置くことができる。
- 2 特別招聘教授に関する規則は、別に定める。
- (名誉教授・名誉学長)
- 第 11 条 本学に名誉教授・名誉学長を置くことができる。
- 2 名誉教授・名誉学長に関する規則は別に定める。

第 4 節 教学会議、 部局長連絡会議及び教授会

(教学会議)

- 第 12 条 本学に教学会議を置く。
- 2 教学会議に関する事項は、別に定める。
- (部局長連絡会議)
- 第 12 条の 2 本学に部局長連絡会議を置く。
- 2 部局長連絡会議に関する事項は、別に定める。
- (教授会)
- 第 13 条 学校教育法第 93 条第 1 項に基づき、本学各学部に教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。
- 2 学部教授会の構成員は、それぞれ学部に所属する教授、准教授、講師及び助教とし、学部に所属しない教授、准教授、講師及び助教は、学長の決定に基づき、いずれかの学部教授会の構成員とする。
- 3 学部教授会は、学校教育法第 93 条第 2 項に基づき、次の各号に掲げる事項について、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学部学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
- (2) 学士の学位の授与に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聞くことが必要なものとして、学長が定めるもの
- 4 学部教授会は、学校教育法第 93 条第 3 項に基づき、前項各号に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる次の各号に掲げる事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じて、意見を述べることができるものとする。
- (1) 学部の教育課程の実施、単位の認定に係る試験の実施及び授業科目の履修に関すること。
- (2) 学校法人麻布獣医学園人事規則に定める任用のうち、当該学部の大学教育職員の所属研究室の配置換えに関すること。
- (3) その他学部長が必要と定めた事項。
- 5 その他学部教授会に関する事項は別に定める。

第 5 節 収容定員

(収容定員)

- 第 14 条 本学の各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

入学定員 収容定員

獣医学部	獣医学科	120人	720人
	動物応用科学科	130人	520人
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	80人	320人
	食品生命科学科	80人	320人
	環境科学科	80人	320人

第 6 節 学年及び休業日

(学 年)

- 第 15 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

- 第 16 条 学期は各学部規則の定めるところによる。

(休業日)

- 第 17 条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日

(2) 学園創立記念日 9 月 10 日

(3) 春期休業 3 月 25 日から 3 月 31 日まで

(4) 夏期休業 8 月 1 日から 9 月 20 日まで

(5) 冬期休業 12 月 23 日から翌年 1 月 9 日まで

- 2 前各号のうち、第 3 号、第 4 号及び第 5 号については、学部の事情により学長の承認を経て変更することができる。

- 3 休業日の変更又は臨時休業日については、その都度学長がこれを定める。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第 18 条 学部の修業年限は次のとおりとする。

修業年限

獣医学部	獣医学科	6 年
	動物応用科学科	4 年
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	4 年
	食品生命科学科	4 年
	環境科学科	4 年

(在学年限)

- 第 19 条 学生は前条に定める修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

- 2 前項に規定するもののほか、同一学年に一定の年限を超えて在学することはできない。

- 3 前項に定める一定の年限については、各学部規則において定める。

第 2 節 入 学

(入学の時期)

- 第 20 条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

- 第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一

に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次を修了した者
- (3) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和 23 年 5 月 31 日文部省告示第 47 号）
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学の出願）

第 22 条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに別に定める入学願書及び必要書類に、所定の検定料を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第 23 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第 24 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 25 条 授業科目は、各学部規則の定めるところによる。
(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第 25 条の 2 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の組織的な研修及び研究の実施方法、実施体制等については別に定める。

（研修の機会等）

第 25 条の 3 本学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 25 条の 2 に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の取組方法等については別に定める。

（単位の計算）

第 26 条 単位の計算は各学部規則の定めるところによる。

（単位の授与）

第 27 条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には所定の単位を与える。

2 前項の試験については、各学部規則の定めるところによる。

（成績評価）

第 28 条 成績評価については、各学部規則の定めるところによる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第 29 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、修得した単位は、教授会の意見を聴いて、60 単位を限度として、学長が卒業の要件となる単位として認めることができる。

（他学部及び他学科における授業科目の履修等）

第 29 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の他学部及び他学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づく授業科目の履修については、各学部規則の定めるところによる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第 30 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 29 条第 2 項及び第 29 条の 2 第 2 項により修得したとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に在学していた大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行つた前条第 1 項に規定する学修を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

3 前 2 項により与えることができる単位数は、編入学、転学部、転学科の場合を除き、第 29 条第 2 項、第 29 条の 2 第 2 項及び第 30 条第 2 項により修得したとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 前項の転学部・転学科の場合については、第1項及び第2項の入学を転学部・転学科と第1項の大学又は短期大学を学部又は学科と読み替える。

(履修方法)

第32条 授業科目の履修方法は各学部規則の定めるところによる。

(教職課程)

第33条 本学に教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の所要資格を取得するための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

2 本学において教員の免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

獣医学部 獣医学科・動物応用科学科

農業：高等学校教諭一種免許状

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

生命・環境科学部 臨床検査技術学科・食品生命科学科

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

生命・環境科学部 環境科学科

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

3 教職課程に関する規程は別に定める。

第34条 削除

第4節 休学・復学・編入学・転学部・転学科・転学・留学・退学・再入学

(休 学)

第35条 疾病その他特別の理由により、3か月以上修学することができない者は理由書及び疾病の場合は医師の診断書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 前項の定めによる休学は、同一学年において3年を限度とする。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第36条 前条第1項による休学期間は1年以内とする。ただし願い出により、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して第18条に定める修業年限を超えることができない。

3 休学期間は第19条の在学年限には算入しない。

(復 学)

第37条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(編入学)

第38条 本学へ編入学を志願する者は、各学部規則によって選考の上、学長が入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、各学部規則の定めるところによる。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、第31条の規定による。

(転学部及び転学科)

第39条 本学の学生で、他の学部又は学科へ移ることを願い出た者は、各学部規則によって選考の上、学長が許可することがある。

2 前項の規定により他へ移ることを許可された者の修業年限及び在学年限は、各学部規則の定めるところによる。

3 第1項の規定により他へ移ることを許可された者の本学において既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、第31条の規定による。

第40条 削除

(留 学)

第41条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第18条に定める修業年限に含めることができる。

3 第29条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。(願い出による退学)

第42条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出し、教授会の意見を聴いて、学長の許可を得なければならない。

(命令による退学)

第43条 次の各号の一に該当する者は教授会の意見を聴いて学長が退学を命ずる。

(1) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第19条に定める在学年限を超えた者

(3) 第36条第2項に定める休学期間を超えて、なお、修学できない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第44条 第42条により退学した者が再び同一学科に入学を志願したときは、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に学長が再入学を許可することができる。

2 前項により再入学を許可された者の修業年限及び在学年限並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは各学部規則の定めるところによる。

第5節 卒業及び学位

(卒 業)

第45条 本学に、第18条(修業年限)に定める年限(第38条第1項、第39条第1項並びに前条第1項により編入学、転学部・転学科、再入学した者については、それぞれ各学部規則に定められた修業年限)以上在学し、各学部所定の要件を満たした者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(学 位)

第46条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

獣医学部

獣 医 学 科	学士（獣医学）
動物応用科学科	学士（動物応用科学）
生命・環境科学部	
臨床検査技術学科	学士（保健衛生学）
食品生命科学科	学士（保健衛生学）
環境科学科	学士（環境科学）

第6節 賞 罰

(表 彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することができる。

2 表彰に関する規則は別に定める。

(懲 戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認めた者
- (2) 学業をおこたり、成業の見込がないと認めた者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 前項の退学の扱いは第43条（命令による退学）に準じる。

第7節 研究生,研修生,研修獣医師,聴講生,科目等履修生,単位互換履修生及び外国人留学生

(研究生)

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、学長が研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関する規則は別に定める。

(研修生)

第49条の2 本学において、特定の専門事項について研修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、学長が研修生として入学を許可することがある。

2 研修生に関する規則は別に定める。

(研修獣医師)

第49条の3 本学附属動物病院（家畜病院）において獣医臨床技術の研鑽を目的として臨床研修することを志願する者があるときは、当該病院の運営に支障のない限り、選考の上、学長が研修獣医師として入学を許可することがある。

2 研修獣医師に関する規則は別に定める。

(聴講生)

第50条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が聴講生として入学を許可することがある。

2 聽講生に関する規則は別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として申し出の授業科目の履修を認めることがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規則は別に定める。

(単位互換履修生)

第51条の2 単位互換を協定している大学及び短期大学の学生で本学における授業科目の履修を希望する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が単位互換履修生として許可することがある。

2 単位互換履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。

3 単位互換履修生に関する規則は別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として、入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、各学部で定める授業科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の各学部で定める授業科目の一部については、各学部規則によって免除することがある。

4 外国人留学生に関する規則は別に定める。

(準 用)

第53条 第15条、第16条、第17条、第42条、第43条、第48条の規定は研究生、研修生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生にこれを準用する。

第54条 第18条、第19条、第25条から第28条まで、第35条から第37条まで第40条及び第44条から第47条までの規定は外国人留学生にこれを準用する。

第55条 第33条第1項から第3項まで、第39条及び第41条の規定は聴講生及び科目等履修生についてこれを適用

しない。

第8節 学納金等

(検定料、学納金)

第56条 検定料及び学納金は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(授業料等の納付)

第57条 学納金のうち授業料・実験実習費・教育充実費及び2年次以降の施設設備費は年額の2分の1ずつ、次の2期に分けて納付することができる。

区分 納 期

前 期 4月1日から4月20日まで

後 期 9月1日から9月20日まで

(学年の中途で卒業する場合の授業料等)

第58条 学年の中途で卒業する見込の者は、当該期分までの授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費を納付するものとする。

(退学・停学の場合の授業料等)

第59条 前期又は後期の中途で退学した者の当該期分の授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費は徴収する。

2 停学期間中の授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費は徴収する。

(休学の場合の学納金等)

第60条 学期を通じて休学を許可され、又は命ぜられた者の学納金は免除し、当該学期分に相当する授業料の2分の1を在籍料として納入するものとする。

2 学期の途中で休学又は、復学したときは、その学期の学納金を納入しなければならない。

(授業料等の督促)

第61条 授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費を、所定の期日までに納付しない者に対しては、督促する。

2 前項により督促を受けても、引き続き納付しない者は授業を受けられない。また当該期分の単位認定をしない。

(授業料等の免除・徴収猶予)

第62条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業が優秀と認める場合、その他やむを得ない事情があると認めた場合は、授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料・実験実習費・教育充実費及び施設設備費の免除又は徴収の猶予に関し、必要な事項は別に定める。

(大学等における修学の支援に関する法律に基づく入学金及び授業料の免除)

第62条の2 前条の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律第8条に定める基準を満たす者から申し出があった場合は、入学金・授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

2 前項に規定する免除に関する必要な事項は、別に定める。

(大学等における修学の支援に関する法律に基づく入学金及び授業料の免除)

第62条の2 前条の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律第8条に定める基準を満たす者から申し出があった場合は、入学金・授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

2 前項に規定する免除に関する必要な事項は、別に定める。

(学納金の返還)

第63条 納付した検定料・入学金・施設設備費並びに当該期分の授業料・実験実習費及び教育充実費は返還しない。ただし、入学を許可された者で入学を辞退し、所定の期日までに、所定の手続きをとった場合には、入学手続時の学納金から入学金を控除したものを返還することがある。

第9節 雜則

(雑則)

第64条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は教授会の意見を聴いて学長が定める。

(改廃)

第65条 この学則の改廃は、教授会及び学長の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

この学則は、平成20年6月24日に改正し、同日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年6月28日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則施行の際、改正前の学則第34条に定める学芸員課程は、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が、当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成24年6月26日に改正し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年5月28日に改正し、平成26年4月1日から施行する。ただし、第56条別表第2-2は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年1月28日（理事会承認日）に

改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、従前の食品生命科学科及び環境科学科に置く各コースは、平成 27 年 3 月 31 日までに入学した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに編入学した者が、当該コースに在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 第 33 条第 1 項及び同条第 2 項の規定にかかわらず、生命・環境科学部環境科学科における教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の所要資格を取得するために置く教職課程は、環境と社会コースが存続するまでの間、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 3 月 17 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 35 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までに入学した者及び平成 28 年 3 月 31 日までに入学した編入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 8 月 26 日に改正し、平成 27 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 3 月 21 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 5 月 30 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 11 月 27 日に改正し、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の規定にかかわらず、2019 年 3 月 31 日までに入学した者及び 2020 年 3 月 31 日までに動物応用科学科の 2 年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 31 年 2 月 26 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 2 月 27 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までに獣医学部獣医学科 1 年次に転学部又は転学科した者を

除く令和 2 年 3 月 31 日までに入学した者並びに令和 3 年 3 月 31 日までに編入学した者及び動物応用科学科 2 年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 2 月 27 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までに獣医学部獣医学科 1 年次に転学部又は転学科した者を除く令和 2 年 3 月 31 日までに入学した者並びに令和 3 年 3 月 31 日までに編入学した者及び動物応用科学科 2 年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。